

業務委託仕様書

1. 業務名

令和7年度羽曳野市子育て世帯訪問支援事業（送迎支援）業務

2. 業務内容

羽曳野市子育て世帯訪問支援事業実施要綱に基づき、家事・育児に対して不安や負担を抱える子育て家庭、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、保育園等への送迎支援を行う。

3. 履行期間

契約日から令和8年3月31日

4. 実施日及び派遣時間

(1) 実施日 平日（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始〔12月29日から1月3日〕を除く。）

(2) 派遣時間 9時から17時までの可能な時間

(3) 派遣時間は、1日あたり2時間を限度とし、1か月当たりの派遣時間は20時間を上限とする。

※ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、市と委託事業者が協議によりこの限りではない。

5. 訪問派遣期間

羽曳野市が決定したケースの支援目標、具体的支援内容、期間に沿って派遣を行う。

6. 利用者負担額及び徴収事務について

(1) 利用者負担額

利用者負担額は次のとおりとする。

世帯区分	利用者負担額
生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受給する世帯に属する者	無料
市民税が非課税である者	無料
市民税の均等割のみが課税される者	無料
市民税の所得割が77,101円未満の者	無料
その他の者	1時間あたり300円

(2) 徴収事務

利用者負担額は、受託事業者が利用者から徴収し、徴収にあたっては受託事業者名義の領収書を発行する。

7. 委託料について

項 目	単 価	
	①支援を実施（1時間以内）	利用者負担額なし
利用者負担額あり		3,200 円
②支援時間が1時間を超えた場合 （1時間30分以内）	利用者負担額なし	5,250 円
	利用者負担額あり	4,650 円
③支援時間が1時間を超えた場合 （1時間30分以上2時間以内）	利用者負担額なし	7,000 円
	利用者負担額あり	6,400 円
④キャンセルの連絡がなく支援員を派遣した場合	1回あたり 3,500 円	
⑤事務管理費 ※事務管理費は派遣依頼のあった月に限る。	1か月 30,000 円	

8. 事故及び損害の責任

- (1) 受託事業者は本事業の実施に当たり、活動中の事故等に備え、傷害・賠償責任保険等へ加入をすること。
- (2) 受託事業者は、派遣中に生じた事故及びその業務により生じた事故及び損害については、市の故意又は重大な過失がない限り、受託事業者がその負担と責任において処理にあたるものとする。
- (3) 受託事業者は、支援中に生じた事故及びその業務により生じた事故及び損害については、書面により速やかに市に報告しなければならない。

9. その他

- (1) 受託事業者は、常に利用者の安全の確保及び事故防止に十分注意を払い、業務に従事しなければならない。
- (2) 本仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、双方協議のうえ決定する。
- (3) 本事業の業務の遂行するに当たっては、関連法令を遵守するものとする。